

オンライン登記申請により登録免許税が最高5,000円軽減されます

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成21年3月27日成立)により平成20年1月1日から平成21年12月31日までの間に、オンラインを利用して登記の申請を行った場合の登録免許税額の軽減措置が、一部変更の上、平成23年3月31日まで延長されることとなりました(租税特別措置法第84条の5)。

1 軽減の内容

次に掲げる登記に係る登録免許税額について、法令に基づいて計算した額に100分の10を乗じた額(ただし、その額が5,000円を超える場合には、5,000円が限度となります。)が軽減されます。

不動産登記関係

登記の種類	通常の間 (A)	軽減額 (B)	軽減後の額 (A) - (B)
所有権の保存の登記(1)	課税標準の4/1000	(A)の100分の10 に相当する額 (最高5,000円)	(A) - (B)
相続又は法人の合併を登記の原因とする所有権の移転の登記(2)	課税標準の4/1000		(A) - (B)
共有物の分割を登記の原因とする所有権の移転の登記(2)	課税標準の4/1000		(A) - (B)
上記及び以外を登記の原因とする所有権の移転の登記(2)	課税標準の20/1000		(A) - (B)
抵当権の設定の登記(根抵当権の設定の登記を含む。)(3)	課税標準の4/1000		(A) - (B)

- (1) 平成22年1月1日から適用対象となる建物の所有権の保存登記については、当該建物の表題登記もオンラインを利用して申請されたものに限られます。
- (2) 登録免許税法(以下「登録免許税法」といいます。)別表第一の一の(二)の規定の適用がある所有権の更正の登記、すなわち、所有権の一部移転の登記を全部移転の登記に更正する場合などの一部移転の登記に係る持分を増加させる更正をする場合の更正の登記が含まれます。
- (3) には次の登記が含まれます。
- ア 登録免許税法別表第一の一の(五)の規定の適用がある登記のうち次の登記
 抵当権の債権額又は根抵当権の極度額を増額する変更の登記又は更正の登記
 抵当権又は根抵当権の効力を所有権全部(持分の全部を含む。)に及ぼす登記
- イ 登録免許税法第13条第2項の規定の適用がある登記のうち次の登記
 抵当権又は根抵当権の設定の登記
 抵当権の債権額又は根抵当権の極度額を増額する変更の登記又は更正の登記

抵当権又は根抵当権の効力を所有権全部（持分の全部を含む。）に及ぼす登記
商業・法人登記関係（租税特別措置法施行令第44条の2参照）

登記の種類 (4)	通常額(6) (A)	軽減額(8) (B)	軽減後の額 (A) - (B)
株式会社の設立 (新設合併, 組織変更, 新設分割 によるものを除く)	資本金の額の7/1000 (最低150,000円)	5,000円	(A) - 5,000円 (最低145,000円)
合名会社, 合資会社, 一般 社団法人又は一般財団法人の 設立	60,000円	5,000円	55,000円
合同会社の設立 (新設合併, 組織変更, 種類の 変更, 新設分割によるものを除く)	資本金の額又は基金 の総額の7/1000 (最低60,000円)	5,000円	(A) - 5,000円 (最低55,000円)
株式会社又は合同会社の 設立 (新設合併, 組織変更, 種類の 変更によるものに限る)(5)	資本金の額又は基金 の総額の1.5/1000 (7) (最低30,000円)	(A) × 10% (最低3,000円)	(A) - (B) (最低27,000円)
株式会社又は合同会社の 設立 (新設分割によるものに限る)	資本金の額の7/1000 (最低30,000円)	(A) × 10% (最低3,000円)	(A) - (B) (最低27,000円)
相互会社の設立 (新設合併, 組織変更によるもの を含む)	300,000円	5,000円	295,000円
特定目的会社の設立	30,000円	3,000円	27,000円
投資法人の設立	30,000円	3,000円	27,000円

(4) 軽減の対象となる課税の範囲は, 登録免許税法別表1の24(一)イ, ロ, ハ, ホ, ト, リ, 同25(一)イ, 同26(一)です。

支店の所在地においてする登記については, 適用されません。

(5) 特例有限会社から株式会社への移行による設立の登記を含みます。

(6) に係る登録免許税額は, 上記の方法で計算した額が15万円に満たないときは, 15万円となります。同様に, , 及び の場合にも, 上記の方法で計算した額が最低額に満たないときは, 最低額となります。

(7) 設立される会社等の資本金の額等が, 新設合併により消滅した会社等又は組織変更若しくは種類の変更をした会社の当該新設合併又は組織変更若しくは種類の変更の直前における資本金の額等(消滅した会社等が合名会社又は合資会社である場合には, 900万円)を超える部分については, 7/1000が適用されます。

(8) 軽減額は, 法令に基づいて計算した額(A)に100分の10を乗じた額となります。ただし, その額が5,000円を超える場合には, 5,000円が限度となります。

() オンラインによる設立登記申請手続の詳細はこちら(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji140.html>)です。

2 適用期間

登録免許税の軽減は、平成20年1月4日(金)から平成23年3月31日(水)までに受け付けられた申請に適用されます。